

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	21
契約番号	31農振財契第330号
件名	高速液体クロマトグラフの購入
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎2階 特殊機器室 東京都青梅市新町6-7-1
概要	○高速液体クロマトグラフ 1式 全体構成 (1)液体クロマトグラフ本体 送液ポンプ、自動試料注入装置、カラムコンパートメント、フォトダイオードアレイ検出器、蛍光検出器 (2)システム制御・解析用データ処理装置、その他 パーソナルコンピュータ、液晶モニター、モノクロレーザープリンター、制御・解析ソフトウェア、表計算ソフトウェア、リザーバトレイ (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和元年9月30日
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年7月26日(金) 午前11時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年7月8日(月)から同月12日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター 畜産技術科 【担当】 鈴木 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

仕 様 書

- 1 件 名 高速液体クロマトグラフの購入
- 2 納入および設置場所
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 2 階 特殊機器室
東京都青梅市新町 6-7-1
- 3 納入期限
令和元年 9 月 30 日
- 4 物 件 高速液体クロマトグラフシステム 一式
全体構成
 - (1) 液体クロマトグラフ本体
送液ポンプ、自動試料注入装置、カラムコンパートメント
フォトダイオードアレイ検出器、蛍光検出器
 - (2) システム制御・解析用データ処理装置、その他
パーソナルコンピューター、液晶モニター、モノクロレーザープリンター
制御・解析ソフトウェア、表計算ソフトウェア、リザーバトレイ
- 5 基本仕様（規格・性能・付属品）
 - (1) 液体クロマトグラフ
 - ア 送液ポンプ
(ア) 4 液以上の溶媒が使用できる、溶媒選択バルブを装備した低圧混合方式であること。
(イ) 流量 1 mL/min において、耐圧は 60MPa 以上であること。
(ウ) 各溶媒ラインに脱気装置を有すること。
(エ) 送液量は 0.001~5mL/min の範囲で任意に設定が可能であること。
 - イ 自動試料注入装置
(ア) バイアル本数は 2mL もしくは 1.5mL バイアルを 100 本以上設置可能であること。
(イ) バイアル温度を 4~40℃の範囲で任意の温度に保持できること。
(ウ) 注入量は 0.1~100 μ L の範囲で設定可能であること。
(エ) 注入精度は 5~100 μ L 注入時に 0.25%RSD 以下を満たすこと。
(オ) システム耐圧は 60MPa 以上であること。
(カ) アミノ酸分析における誘導体化が自動的に行えるようプログラムできること。その際サンプルと試薬は反応用のバイアルを用いることなく、インラインで混合できること。
 - ウ カラムコンパートメント

- (ア) カラムオーブンは長さ 300mm、内径 4.6mm のカラムが使用可能で、室温プラス 5℃～80℃で設定できること。
- (イ) カラム認識機能を有すること。

エ 検出器

エー 1 フォトダイオードアレイ検出器

- (ア) 波長範囲は 190～640nm をカバーすること。
- (イ) 光路長は 10mm 以上で内容積は 8 μ L 以内のセルを装備していること。
- (ウ) フォトダイオードアレイ素子を 1024 個以上搭載していること

エー 2 蛍光検出器

- (ア) 励起波長、蛍光波長ともに 200～900nm より広いこと。

*アからエすべてについて、溶媒の漏洩対策のためのリークセンサを備えていること。

(2) システム制御・解析用データ処理装置

- (ア) 液体クロマトグラフ部を制御するものであること。
- (イ) 20 インチ以上の液晶モニター、マウス、キーボードを備えていること。
- (ウ) 吸光度、カラム圧力、移動相の組成変化をリアルタイムにモニター表示できること。
- (エ) データの解析およびレポート出力可能なソフトウェアが搭載されていること。
- (オ) OS は Windows10 日本語であり、表計算ソフトウェア「Microsoft Excel 2016」を搭載していること。
- (カ) ソフトウェアは自己診断機能で故障原因を自動で管理できるソフトを搭載していること。
- (キ) 移動相溶媒ボトルに個別に容量下限値を設定でき、設定値に達した時に分析を自動停止させることができること。また溶液がなくなったらポンプが停止すること。

(3) システム全体

- (ア) 上記のシステムを用いて、畜肉や鶏卵および乳汁中などにおける下記の成分が定量できる逆相系カラムが装着できること。
 - ア) 色素類（ルテイン、ゼアキサンチン、アスタキサンチン）
 - イ) 多過不飽和脂肪酸を含む遊離脂肪酸（C12～C20）
 - ウ) ビタミン類（水溶性・脂溶性）
 - エ) ジペプチド類（アンセリン・カルノシン）を含む遊離アミノ酸
 - カ) 核酸類（イノシン酸、イノシン、ヒポキサンチン）
- (イ) ア)～カ)が測定可能なカラムの提案と根拠（アプリケーション例）を示すこと。
- (ウ) カロテノイド分析と誘導体化を必要とするアミノ酸分析において、システム構成が同じであり、システム流路を変更することなく検出器への配管の付け替え

のみで、簡便に分析の切替えが行えること。

(エ) 誘導体化試薬は1分析あたり、 μL オーダー程度の使用でできること。

(オ) カロテノイド分析、アミノ酸分析において逆相系のカラムを使用することができ、分析時間の短縮など分析条件の検討が容易なこと。

(カ) アミノ酸分析に必要な誘導体化試薬がキットとして提供可能なこと。

6 サポート体制

(1) 首都圏にサポート拠点があり、消耗品及び部品が在庫されていること。

(2) 契約先において液体クロマトグラフのエンジニアが在籍している、またはコールセンターに専任エンジニアが常駐していること。

(3) 本装置の操作及びメンテナンスに関する日本語のマニュアルが用意されていること。

(4) 本装置の納入後、その操作及びメンテナンスに関するオペレートトレーニングを行うこと。

7 支払方法

作業完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 その他

(1) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(2) 運搬・設置・調整費用を含めて見積もること。

(3) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当財団と協議し決定する。

9 連絡先

〒198-0024 東京都青梅市新町 6-7-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 畜産技術科 担当 小嶋・鈴木

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474